

小規模な飲食店に 消火器の設置が 必要になります！

令和元年10月1日

から始まります！



☆ 小規模な飲食店等における防火対策

新潟県糸魚川市大規模火災の事例等から消防法令が改正され、**令和元年10月1日**から一定の小規模な飲食店等について、新たに消火器の設置が義務付けられることになりました。

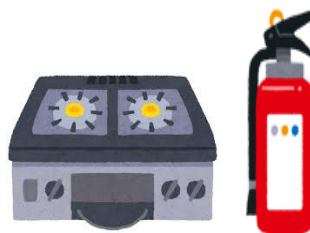
☆ 消火器を設置しなければならない建物

消防法施行令別表第1(3)項に掲げる**150平方メートル未満**の飲食店で、火を使用する設備又は器具が設置されているものが対象となります。

(防火上有効な措置として、総務省令で定める措置が講じられたものは除く。)

- 火を使用する設備又は器具とは。
 - ・ 調理を目的として「**コンロ**」「**グリル**」など火を使用するものが対象となります。
- 防火上有効な措置とは。
 - ・ 「調理油過熱防止装置」「自動消火装置」又はその危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を設けるものは、消火器具の設置の対象外となります。

令和元年10月1日から改正後の基準が適用されるため、基準に該当する飲食店等の皆様におかれましては、**令和元年9月30日**までに消火器具を設置していただきますようお願いします。



☆ 消火器の点検及び点検報告

消火器具の設置が必要な飲食店は、消火器具の点検を6ヶ月ごとに実施し、1年に1回消防署長に報告する必要があります。

【お問い合わせ先】

消防本部予防課 TEL 0575-23-9008	美濃消防署 TEL 0575-33-0119	武芸川出張所 TEL 0575-46-2289
関消防署 TEL 0575-23-9056	洞戸出張所 TEL 0581-58-8119	武儀出張所 TEL 0575-40-0119
西分署 TEL 0575-27-0119	板取川出張所 TEL 0581-57-2014	津保川出張所 TEL 0575-47-2173